

平成27年7月27日(月)  
於 栃木県公館 大会議室

第166回 栃木県都市計画審議会  
会 議 録

1 . 開催日 平成 27 年 7 月 27 日 ( 月 )

2 . 開催場所 栃木県公館 大会議室

3 . 出席委員 17 名

福田委員、築瀬委員、森本委員、青木委員、  
戸室委員、青山委員、半田委員、又野委員(代)、  
越智委員(代)、末松委員(代)、松岡委員(代)、小菅委員、  
加藤委員、中島委員、螺良委員、板橋委員、  
黒川委員

(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第166回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員に異動がございましたので新任委員を御紹介いたします。

4号委員で新しく任命されました、栃木県議会議員 加藤正一委員でございます。(挨拶)

同じく4号委員で新しく任命されました、栃木県議会議員 中島宏委員でございます。(挨拶)

同じく4号委員で新しく任命されました、栃木県議会議員 螺良昭人委員でございます。(挨拶)

5号委員で新しく任命されました、足利市議会議員 黒川貫男委員でございます。(挨拶)

以上で今回新たに委員となられました方の御紹介を終わります。

開会にあたりまして、県を代表いたしまして、印南県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

県土整備部長 県土整備部長の印南でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、また大変暑い中にもかかわらず、第166回栃木県都市計画審議会に出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから本県の都市計画行政をはじめといたしまして、県政運営全般にわたりまして特段の御配慮をいただいております。この場をおかりして厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本日の都市計画審議会でございますが、那須塩原市、那須町、そして益子町の「都市計画道路の変更」3件となっております。

会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、十分な御審議のほどよろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 本日は委員20名のうち出席者は17名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、築瀬会長よろしく願いいたします。

議長 本日は、第166回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、また暑い中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、7番の青山委員、8番の半田委員を御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。本日の案件としましては、お手元の「第166回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「那須塩原都市計画道路の変更について」など3件の議案でございます。

なお、1号議案の「那須塩原都市計画道路の変更について」と2号議案の「那須都市計画道路の変更について」は関連する内容のため、あわせて御説明をお願いしたいと思います。

審議は公開としますが、第3号議案につきましては、意見書が提出されているため、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたることから、一部非公開とさせていただきます。

また、本日は1名の方から傍聴の御希望がございましたので傍聴を認めることとします。傍聴され

る方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

最初に、第1号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」及び第2号議案「那須都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事（都市計画課長） 私は都市計画課長の船山と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず第1号議案、第2号議案の内容につきまして御説明申し上げます。

この2つにつきましては基本的には同一路線でございます。ただ、都市計画区域が那須塩原都市計画区域と那須都市計画区域ということで違いますので、それぞれ都市計画道路ということで位置づけされております。

本日の説明につきましては、お手元にある「議案書」と「参考資料」で御説明差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。お手元の1ページから6ページまでが第1号議案、第2号議案の議案書となっております。

まず、第1号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」でございます。議案書3ページを御覧いただきたいと思います。1号議案 那須塩原都市計画道路「3・3・2号黒磯那須北線」の変更ですが、この道路は那須町との行政境の那須塩原市黒磯を起点といたしまして、那須塩原市上中野、こちらは一級河川蛇尾川を渡河する部分になります。ここがちょうど旧黒磯市と旧西那須野町の境界で、こちらを終点とします幹線道路でございます。

次に、2号議案「那須都市計画道路の変更について」でございますが、議案書6ページを御覧いただきたいと思います。この2号議案、那須都市計画道路3・4・3号黒磯那須北線は那須町の大字高久甲地内を南北に縦断しており、那須塩原市との行政境から北にまわりまして3・5・2号那須高原通り線とを結ぶ幹線道路でございます。

両案件につきましては、具体的な道路整備計画が策定されたのを受けまして、事業化を念頭に法線の見直し、交差点における付加車線の追加、車道・歩道の幅員を見直すことにより、幅員の変更を行うものでございます。

また、那須都市計画道路3・4・3号黒磯那須北線につきましては、幅員の変更にあわせて、都市計画番号が変わり、3・4・3号から3・5・1号に名称を改めようとするものでございます。

なお、先ほど御説明差し上げましたが、当該区間につきましては、県道の主要地方道西那須野那須線のバイパスとして整備を予定しているところでございます。

それでは、変更内容の詳細につきまして、参考資料を用いまして御説明差し上げたいと思います。参考資料1ページをお開きいただきたいと思います。ここには第1号議案、第2号議案の「1 位置図」、その下に「2 平面図」、右肩に「3 横断図」の図面を提示しています。

まず、3・3・2号黒磯那須北線につきましては、全長約8,600m、図面表示のとおり基本的に都市計画道路の幅は25mという形で現計画は位置づけられております。そのうち、図面位置図の右側になりますが、変更区間約850mを今回変更するというところでございます。それと、これは那須町のほうですが、3・4・3号黒磯那須北線につきまして、やはり全体として約1,200mを変更したいと考えているところでございます。

具体的な中身ですが、下の「2 平面図」を御覧いただきたいと思います。真ん中に那須塩原市と那須町の行政区域界が黒の一点鎖線で書いてあります。ここがちょうど一級河川那珂川の渡河部になります。まず、この地形が河岸段丘ということもあり、急峻なところを通過するということがございます。先ほど申し上げた具体的な事業化にあたって、改めて詳細な現地測量をいたしました。その結果、地形や橋の合理的な位置を検討させていただき、平面図の現計画の青い線の部分を、変更計画案という形で赤い線に表示しておりますが、法線を変更するものが1つでございます。

あわせて、この周辺道路のネットワークや将来の自動車交通量を勘案いたしまして、車道、歩道の幅員をあわせて変更するものです。その中で特に渡河部につきましては、片側の沿道利用がなされない部分につきましては歩道をつけず、基本的に片側歩道ということで変更させていただく計画になっております。

また、那須町の部分になりますが、3・4・3号黒磯那須北線の終点部分につきましては、位置図の右下のほうになりますが、県道の那須高原線とそのバイパスが並行してございまして、交差点が連続することもございまして、こちらに付加車線をつけて幅員を変更するというところでございます。

具体的には右上の横断面図を御覧いただきたいと思います。現計画は青で左肩に書いてありますが、この区間については基本的に幅員16mで、車道、路肩、自歩道を構成しております。こちらにつきまして、その下に3つほど変更を考えております部分の横断面図を掲出させていただきましたが、標準的な部分につきましては、先ほども申し上げました周辺の道路ネットワークや将来の自動車交通量、あるいは急峻な地形を勘案して、車道につきましては3～3.25m。これまで路肩であった部分を、基本的には歩道と自転車道を分離するという発想のもとに、1.5mを自転車通行帯ということで考え、今まで自転車歩行者両方で3.5mだったものを歩道部分2.5mということで変更しようと考えております。

次の片側歩道区間でございますが、道路の西側、下の平面図でいきますと上側になりますが、こちらに歩道を設け、東側につきましては歩道はつけず、片側歩道という形で集約させていただきたいと考えております。

それと交差点部では右折レーン3mをとりまして、それ以外の幅員構成は基本的に変わらず、道路幅員としては17.5mで計画しております。

本件につきましては、平成27年3月27日から4月10日までの2週間、この案を公衆の縦覧に供させていただきました。その結果、意見書の提出はございませんでした。また、那須塩原市からは平成27年7月3日付、那須町からは平成27年6月8日付で、この案に対して異存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

委員 両側歩道区間と片側歩道区間の境目には横断歩道をつくると思いますが、そのほかに横断歩道は何カ所ぐらい計画されていますか。

幹事（都市計画課長） 今の御質問にお答えしたいと思います。御指摘のように、片側歩道になる部

分につきましては横断歩道、それと、当然のことながら交差点につきましてはやはり横断歩道という形になるかと思えます。実は平面図でいきますと向かって左側的那須塩原市のところで、市道につきましては、非常に細い市道が交差するところもございます。ここも含めて今後、県警さんと協議させていただいた上で、適切なところに横断歩道を設置するという事で考えております。

議長 よろしいですか。

委員 わかりました。

議長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

委員 今回の変更点というより変更点との結節部分、つまり、都市計画決定したところと今回の変更区間のちょうど接続部分のところの、自転車レーンの取り扱いについて教えていただけますでしょうか。自歩道を自転車レーンという形にした。これは非常に望ましい形だと思いますが、従来のところは、想像するに自歩道のままなのかなとなると、その接続部分がちょっと気になるのですが、どのような処理をする予定なのか教えていただけますでしょうか。

幹事（都市計画課長） こちらにつきましては、委員御指摘のように、いわゆる歩道と自転車道は分離していくのが今基本になっております。そういう中で、既に自歩道という形で整備を進めているところも相当数ございます。その結節点につきましては、今のところ、自歩道から自転車通行レーンに安全に移行できるようなことで考えておりますが、将来的には各市町村さんと相談させていただいて、自転車のネットワーク計画をしっかりとつくった上で、ネットワークがきちんと構成されるということになったときに、道路管理者の県と交通管理者の県警さんとあわせて検討させていただいて、ネットワークに支障がないように、場合によっては今の路肩の部分を自転車通行帯に変えるといったことも含めて順次考えていきたいと考えております。

議長 よろしゅうございますか。

委員 はい。大変望ましい方向ですので、是非よろしく願いいたします。

議長 そのほかいかがでしょうか。幹事から御説明がありましたように、地形上、状況を精査して現行計画から御提案の計画に移すということでございます。そのほか御質問、御意見はございませんか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件につきまして採決を行います。第1号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議ございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

続いて、第2号議案「那須都市計画道路の変更について」、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議ございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。どうもありがとうございました。

.....

議長 続いて、第3号議案「益子都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につ

きまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事（都市計画課長） 第3号議案「益子都市計画道路の変更について」御説明いたします。資料といたしましては、先ほどの「議案書」の7ページから9ページと、「参考資料」の2ページを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

本案件につきましては参考資料を御覧いただきたいと思います。参考資料2ページ目左側に位置図がございます。この中で、2つの都市計画道路を赤で今回変更案件ということで表示させていただいております。そのちょうど交差点から南に向かってブルーで表示しておりますが、県道つくば益子線の長堤工区の整備計画に伴いまして、その交差する部分につきまして今回、変更をもって整理するという内容でございます。

内容的には、3・4・1号益子西通りの法線の一部を変更、それと、3・5・3号益子南通りの起点の位置の変更でございます。参考資料でその概要を御説明差し上げたいと思います。

まず、3・4・1号益子西通りでございますが、ちょうど2つの都市計画道路が交わっている橋のところには赤の丸の表示がありますが、ここが起点になります。それから北に行きましてちょっと曲がって国道121号、294号、これは矢印で表示していますが、こちら側が終点になります。これが益子西通りです。

それと、益子南通りにつきましては、先ほどの交差する部分から東にまいりまして、終点まで行くと都市計画道路3・5・1号益子道祖土通りとなっており、これは県道名だと下大羽益子線になりますが、この2本の道路の変更でございます。

この道路につきまして、右側にそれぞれの変更点を拡大いたしました。御覧いただければと思います。

まず、3・4・1号益子西通りでございます。位置図の点線の丸で囲って「変更箇所」と表示させていただいたところを拡大したものを、この右側に表示しております。表示としては、変更前と書いてある現計画が緑の法線でございます。こちらを変更後という形で赤の表示に変えます。あわせまして、その下の益子南通り3・5・3号でございますが、こちらにつきまして、今まで益子西通りがカーブを描く形で小貝川の塙橋についていましたが、これを先ほど御説明したように、これまでの起点であった塙橋から益子西通りの直角に曲がるところに起点を変更するものでございます。

これにつきましては、先ほど、県道つくば益子線の道路整備計画が固まってきたことで、それに伴う変更だと申し上げましたが、県道つくば益子線につきましては、表示する図面の範囲が足りなくて恐縮ですが、これを南進いたしますと北関東自動車道桜川筑西インターチェンジに直結する道路でございます。そういう中で、茨城県側につきましては一定程度整備が進んでいます。せっかく北関東自動車道という高速道路網が出来上がっているということで、県道つくば益子線はそこに連絡する重要な道路でございます。こちらにつきましては、ここには表示されていないのですが南のほうから平成20年に整備に着手しておりまして、いよいよこの交差点の部分にかかってくるという状況でございます。

一方で、また参考資料に戻っていただきまして、こちらの右側で、従前の緑色の計画のままでき

ますと、狭い範囲に交差点が3箇所という状況になってしまいます。ですので、交差点を1箇所に統合して交通の円滑化、交通の安全性・危険の回避をあわせて行うということで考えております。その関係で、延長については、3・4・1号益子西通りは現計画が約2,450mであるものを約2,500mに変更いたします。益子南通りにつきましては、現計画が約2,590mであったものを約2,480mに変更するという内容でございます。

本件につきましては、平成27年3月17日から31日までの2週間、この計画を公衆の縦覧に供させていただきました。その結果、意見書の提出が1件ございました。これにつきましては、この後概要を御説明差し上げますが、地元の益子町からは平成27年6月26日付で異存ない旨の回答をいただいております。

それでは、お手元に「意見書」ということで資料を用意しておりますので、これにつきまして説明させていただきたいと思っております。

議長 ちょっと確認させてください。意見書に関しては、栃木県の情報公開条例第7条2項ということで個人情報の審議にあたります。傍聴の方がいらっしゃったと思いますが、今出ていかれましたか。出て行かれましたね。あとは報道関係者の方はいらっしゃいますか。申し訳ないですが、本案件の審議が終わるまで御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者・報道関係者 退席)

---

本部分に関する審議については、県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議にあたることから非公開としています。

---

それでは、本案件について、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

これより会議を再び公開いたします。

御退席いただいた方もおりますので、先ほどの第3号議案につきましては、原案どおり議決したことをお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議案の審議を終了いたします。議決されました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御審議ありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日の資料でございますが、先ほどの第3議案に関わります「意見書の要旨」につきましては、内容に個人情報に関する事項が含まれております。栃木県個人情報保護条例により個人情報の適



正管理が求められておりますので、事務局のほうでお預かりさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、委員の皆様におかれましては、お帰りの際に席にそのまま置いてお帰りいただければ、事務局で回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時6分 閉会